

京都市多文化施策懇話会について

1 概要

本市における外国籍市民等の市政への参加を推進し、国籍や文化の違いを超えてお互いを理解し、尊重し合う多文化共生社会を構築するため、多文化共生施策に関する諸問題について調査、審議し、本市が取り組むべき課題等について意見を述べる機関。

年 4 回程度、公開で会議を行う。懇話会の座長は、会議で調査、審議された内容等を年度末に報告書としてまとめ、市長に提出する。

2 沿革

京都市国際化推進大綱（1997 年（平成 9 年）11 月策定）に基づき、1998 年（平成 10 年）7 月に前身の「京都市外国籍市民施策懇話会」が設置された。

京都市国際化推進プラン（2008 年（平成 20 年）12 月策定）に基づき、2010 年（平成 22 年）4 月に、外国籍市民だけでなく、外国にルーツをもつ市民も施策対象とする新たな会議として、現在の「京都市多文化施策懇話会」が発足した。

3 組織

委員 12 名（指名委員 5 名及び公募委員 7 名）をもって組織する。指名委員は、学識経験者や NPO 関係者など、多文化共生に関する諸問題を把握している方を中心に市長が指名し、委嘱する。公募委員は、選考委員会による選考を経たうえで、市長が委嘱する（任期 2 年）。

4 広報

本懇話会での審議内容を広く市民に周知するため、懇話会の活動を伝えるニュースレターを会議のたびに発行している。またニュースレターと年度末の提言は、京都市のホームページ上に掲載している。